

告 示

埼玉県告示第三百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

令和七年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試 験 期 日	試 験 場 所
令和七年九月七日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

二 試験科目

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策

三 受験手続

イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/touhanshiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

ロ 受付期間

令和七年五月十九日（月）午前八時三十分から五月三十日（金）午後十一時五十九分まで

四 試験手数料

一万五千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

五 合格発表

令和七年十月十七日（金）午前九時から十一月十七日（月）午後五時十五分まで埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/touhanshiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

六 その他

身体に障害がある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県保健医療政策課（〇四八―八三〇―三五二三）に問い合わせること。